

# 安全保障と学術に関する検討委員会 報告

委員長 杉田 敦

## 審議の流れ

- 第1回(6. 24): 役員選出・自由討議
- 第2回(7. 28): 論点整理・討議
- [各部・夏季部会にて議論]
- 第3回(8. 24): デュアル・ユース問題の討議
- 第4回(9. 30): デュアル・ユース問題、研究公開性問題の討議
  
- 第5回(10. 28): 研究公開性問題等(予定)
- 第6回(11. 18) 第7回(12. 16) 年明けに中間報告・シンポ

## 検討課題

- ① 50年及び67年決議以降の条件変化をどうとらえるか
- ② 軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について
- ③ 安全保障にかかわる研究が、学術の公開性・透明性に及ぼす影響
- ④ 安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響
- ⑤ 研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか

### ① 50年及び67年決議以降の条件変化をどうとらえるか

- 49年(発足時)、50年、67年声明発出の背景:研究の軍事動員を反省し、再動員を危惧
- その後も本質的な事情変更はなく、軍事研究を行わないとの立場を堅持すべきとの意見多数(夏季部会でも)
- 他方、「自衛」のための武力行使可能という認識の浸透を受け、「自衛」のための研究は容認されるとの意見あり
- ただし、行為としての「自衛」の特定にもまして、「自衛のための技術」の特定は可能か

## ② 軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について

- 「科学・技術のデュアルユース問題に関する検討報告」(2012年11月30日) : 「人類の福祉と社会の安全に貢献する場合」と「目的によりそれを損なう場合」との両義性をデュアル・ユースと定義
- 審議の結果、本委員会では、上記の善用／悪用ではなく、軍事目的／民生目的の両義性をデュアル・ユースととらえて審議
- 軍事利用を目的とする科学技術と、民生利用を目的とする科学技術との関係をどうとらえるか

- デュアル・ユースは科学技術につきもの
- 基礎研究／応用研究 という区別の限界
- 一時、スピン・オフ(軍事技術の民生転用)の意義が強調され、近年、財政事情等もあり、スピン・オン(民生技術の軍事転用)の意義が強調されている
- 軍事／民生の区別を明確化している分野(原子力等)と、明確化が相対的に困難な分野(サイバー等)がある
- 今後の論点:
  - デュアリティとどう向き合うか
  - 軍事技術研究機関の研究者をどう位置づけるか

### ③ 安全保障にかかわる研究が、学術の公開性・透明性に及ぼす影響

- 研究機関における研究の公開性・透明性の要求と、軍事分野で求められる機密性との関係はどうか(制度・運用)
- アメリカ等の先例では、研究の公開性・透明性は担保されているか
- 日本(防衛省安全保障技術研究推進制度等)では、研究の公開性・透明性は担保されるか
- 外国人研究者・留学生との共同研究への影響

### ④ 安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響

- 主として、今後の検討課題
- 各国の先例等も参照しつつ、特定分野への応用を目的とする研究資金の比率がふえることで、学術全体に歪みが生じないか等を検討
- 背景として、国立大学運営費交付金削減や、科研費を含めた研究資金全般の在り方を視野に収める必要
- 財源(税金)は究極的には一つであり、それをどう配分するかの問題

## ⑤ 研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか

- 主として、今後の検討課題
- 科学者個人の判断による「研究の自由」は制約すべきでないとの意見。他方で、特定の研究課題の推進が他の研究に及ぼす影響や、政府による公開規制等が「研究の自由」を脅かす危険性の指摘
- 科学技術研究への制約(核兵器等)はすでに存在し、一部には法規制も存在する(生物多様性等)
- 何らかの規制を行う場合には、研究者の所属機関の役割に加え、学協会、日本学術会議等の役割についても、検討の余地がある

## 今後について

- 委員会の審議状況は逐次公開中なのでご参照いただきたい
- 来春のシンポを含め、会員・連携会員・一般から意見を伺う
- 2017年4月総会をめぐり、何らかの意思の集約を模索する
- 活発なご議論をお願いします